

宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、移住を目的として転入する子育て世帯の負担軽減を図り、子育て世代の本市への移住定住を促進し、人口増加と地域の活性化を図るため、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)移住 県外の市区町村に5年以上居住していた者が、継続的に暮らす意思を持って本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。ただし、転勤、出向等職務上や進学等による一時的な転入や、その他これらに類する転入は除く。
- (2)子育て世帯 未就学児の子ども（6歳に到達した日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）を扶養するとともに同居する世帯をいう。
- (3)民間賃貸住宅 自己の居住の用に供するために住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結した市内の住宅を言う。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市営住宅、県営住宅その他の公的賃貸住宅
 - イ 社宅、官舎、寮その他の給与住宅
 - ウ 賃借人の3親等以内の親族が所有する住宅
- (4)家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、敷金、礼金、共益費、管理費、駐車場使用料その他住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除く。
- (5)住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、子育て世帯の者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1)令和2年4月1日以降に本市に移住した者であること。

- (2)世帯員全員が本市に住所を有し居住していること。
- (3)原則として申請者は賃貸借契約の締結者であること。
- (4)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助又はその他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5)世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- (6)補助金を交付するにあたり、市が必要に応じて関係機関に照会することについて承諾すること。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、転入日の翌月から転入より3年を経過する日の属する月までとし、かつ、第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日の属する月から起算して36か月を限度とし、令和7年3月31日までとする。ただし、第3条各号のいずれかに該当しなくなったときは、当該事由が発生した月分までとし、以後の月分の補助金は交付しない。

2 現に補助金の交付を受けている世帯が市内の別の民間賃貸住宅に転居したときの交付期間は、前項に規定する期間の残りの期間とする。

（補助額）

第5条 補助額は、家賃から給与等の支払者が支給する住宅手当の額を減じて得た額の2分の1以内（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯当たり月額1万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2)世帯全員の住民票
- (3)住宅手当等が確認できる書類
- (4)市税に滞納がないことを証する書類
- (5)その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、初年度の申請を除き、毎年度4月15日までに行うものとする。この場合において、当該期日までに申請が行われない場合は、以後の年度について、第3条に規定する補助対象者に該当しなくなったものとみなす。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請が適当であると認

めたときは、補助金の交付を決定し、宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

- 2 市長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（変更等申請）

第8条 前条の規定により補助金の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、決定を受けた内容に変更又は中止しなければならない事由が生じた場合は、あらかじめ宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付変更（中止）申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適当であると認めるときは、宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金交付変更（中止）決定通知書（第4号様式）により、速やかに通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金請求書（第5号様式）に家賃を支払ったことが分かる書類を添えて市長に請求しなければならない。

- 2 前項の請求は、交付決定日の属する年度の3月1日から同月20日までの間に行うものとする。ただし、年度の途中で補助対象期間が終了する場合は、補助対象期間の最後の月の1日から同月20日までの間に行うものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による請求の内容が適当であると認めるときは、補助対象者に対し、補助金の確定額を通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を変更し、又は取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (3) 第9条に規定する請求を市長が定める期日までに行わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、当該取消した月分以

後の補助金を交付しないものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、すでに交付した補助金のうち前条の規定により取消した月以降の交付がなされていた場合は、当該交付分を宿毛市子育て世帯移住支援事業補助金返還命令書（第6号様式）により、期限を定めて返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第 1 1 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。